

北谷町就学援助規則

平成25年3月1日

教委規則第1号

改正 平成27年2月5日教委規則第1号

平成28年2月16日教委規則第1号

平成29年8月22日教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒（同法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）又は入学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち小学校又は中学校に就学させるべきものをいう。以下同じ。）の保護者に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(就学援助の対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、北谷町内に居住する児童生徒若しくは入学予定者の保護者又は学校教育法施行令第9条第1項の規定により北谷町立の小学校及び中学校に在学する児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 次のいずれかに該当し、前号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた者
 - ア 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
 - イ 前年度又は当該年度において、同一生計にある者全員が市町村民税（所得割）非課税である者
 - ウ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている者
 - エ その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒が区域外就学の場合にあっては、関係市町村教育委員会と協議し、その結果をもって就学援助の対象者とする。

(就学援助の費目等)

第3条 就学援助に係る援助金（以下「援助金」という。）の費目、支給対象、内容、支給

額、支給予定日及び支給方法は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号に規定する者のうち、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている者に対しては、別表第1に掲げる費目のうち、修学旅行費及び医療費に限り支給する。
- 3 他の市町村に居住し、北谷町立の小中学校に在学する児童生徒の保護者に対しては、別表第1に掲げる費目のうち、学校給食費及び医療費に限り支給する。
- 4 町内に居住し、北谷町立の小中学校以外の小中学校に在学する児童生徒又は入学予定者の保護者に対しては、別表第1に掲げる費目のうち、新入学児童生徒学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費及び修学旅行費に限り支給する。

(就学援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、就学援助申請書（兼同意書・委任状）（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、児童生徒の在学する校長（以下「校長」という。）を経て、教育長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者のうち入学予定者の保護者は、就学する日の属する年度の前の年度に申請書に必要な書類を添えて、教育長に申請しなければならない。
- 3 前2項の規定による申請は、別表第2に定める期間内に行わなければならない。

(認定及び通知)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、認定の可否を決定しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、当該決定の内容を校長及び申請者に通知するものとする。この場合において、認定すると決定した場合は就学援助費受給者（要保護）認定通知書（第2号様式）又は就学援助費受給者（準要保護）認定通知書（第3号様式）により、認定しないと決定した場合は就学援助費否認定通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- 3 認定の期間は、別表第2に定めるとおりとする。

(異動の届出及び再審査)

第6条 前条の規定により就学援助の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）は、世帯の状況に変更が生じたときは、速やかに世帯状況変更届（第5号様式）に必要な書類を添付し、教育長に届け出るものとする。ただし、生活保護の開始、廃止又は停止（以下「生活保護の開始等」という。）に伴う届け出は、新たに申請書を提出することとする。

2 教育長は、前項の規定による届出があったときは、就学援助の可否について再審査を行うものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の再審査について準用する。

4 再審査における認定期間は、世帯の状況に変更があった日から当該年度の3月31日までとする。ただし、生活保護の開始等に伴う届け出に対する認定期間は、福祉事務所長からの決定通知書の異動年月日から当該年度の3月31日までとする。

(援助金の給付)

第7条 援助金は、被認定者に対し給付する。ただし、被認定者が援助金の受領を校長に委任したときは、当該援助金は校長に給付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に規定する医療費の給付は、直接医療機関等に支払うものとする。

3 保護者が使途目的以外に援助金を使うおそれがあるときは、現物による支給ができるものとする。この場合において、教育長は学校長の指定する口座へ援助金を振り込む。

(辞退の届出)

第8条 被認定者が就学援助を辞退しようとするときは、就学援助辞退届（第6号様式）により校長を経て教育長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) 児童生徒又は入学予定者が町外に転出したとき。

(4) その他援助の必要がなくなったとき。

2 前項第1号及び第2号の規定により認定の取消しをしたときは、教育長は校長及び被認定者に就学援助認定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(援助金の返還)

第10条 教育長は、前条の規定により就学援助の認定を取り消したときは、既に給付した援助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の北谷町就学援助規則の規定は、平成30年度以後の年度分の申請について適用し、平成29年度分までの申請については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第7条関係）

費目	支給対象	内容	支給額	支給予定期間	支給方法
1 新入学児童生徒用品費	入学予定者及び1学年（別表第2に掲げる申請区分のうち新規申請による認定者に限る。）	小学校又は中学校へ入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	要保護児童生徒支援助費補助金に係る「国」の予算単価（以下この表において「国」の予算単価」という。）の額	3月（入学予定年8月（1学年））	（例）ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等
2 学用品費	全学年	児童又は生徒の各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品の購入費	「国」の予算単価の額	8月（4～7月分）	（例）鉛筆、ノート、副読本等

		本、絵の具、書道用具、 体育用靴等（実験及び実 習材料を含む。）		(9~11 月分) 3月	
3 通学用品 費	2学年以上	児童又は生徒が通常必要 とする通学用品の購入費 <例>通学用靴、雨靴、雨 がさ、上履き、帽子等)	国の予算単価の額	(12~3 月分)	
4 学校給食 費	全学年	児童又は生徒が負担すべ き学校給食費	対象経費全額		学校給食 センター 所長へ支 払う。
5 校外活動 費（宿泊を 伴わないも の）	対象事業 を実施し た学年（参 加した場 合）	児童又は生徒が校外活動 (学校外に教育の場を求める て行われる学校行事として の活動（修学旅行を除く。） をいう。以下同じ。) のう ち宿泊を伴わないものに参 加するため直接必要な交通 費（有料道路通行料及び駐 車料を含む。）及び見学料 なお、学校内で行われる 運動会、学芸会等の学校行 事に必要な経費及び学校外 の活動であっても学校行事 に含まれないものは校外活 動費の経費の対象とはなら ない。ただし、外部の団体 等を招き、学校行事として 行う芸術鑑賞等は学校内で も対象とする。	国の予算単価の額 を限度とする対象 事業参加の実費相 当額	3月	保護者の 指定する 口座へ振 り込む。
6 修学旅行	修学旅行	児童又は生徒が修学旅行	対象経費全額	実施後	旅行業者

費	を実施する学年(参考でそれぞれ1回に限る。)に参加した場合)	(小学校又は中学校における通費、宿泊費、見学料並びに参加者が均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金 (1) 宿泊費には、次に掲げるものを含む。 ア 宿泊に当たり旅館等から一定の割合で請求される奉仕料 イ 旅行期間中の食事に要する経費(おやつ代を除く。) ウ 船中宿泊に当たり児童生徒全員が利用することとなる毛布等の寝具の借料 (2) 見学料には、ガイド料及び修学旅行の見学に当たり必要なしおり代(パンフレット等)に係る経費を含む。		へ支払う。
7 医療費	全学年	学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に掲げる疾病で学校からの医療券で治療を受け	医療保険診療分に係る保護者が負担すべき額	医療機関へ支払う。

	たとき、その疾病の治療のための医療に要する費用 医療券の交付を受けずに治療を受けた場合は援助しない。ただし、やむを得ない理由により教育長が認めた場合は、領収書の提出により援助する。		
--	---	--	--

別表第2（第4条、第5条関係）

申請区分	申請期間	認定期間
入学前申請	2月1日から2月末日までの間で 教育長が定める期間	教育長が入学予定者の新入学児童生徒学用品費の支給を認定した日から当該認定をした日の属する年度の翌年度の末日まで
新規申請	4月1日から5月末日までの間で 教育長が定める期間	申請日の属する年度の4月1日から当該年度の末日まで
追加申請	6月1日から1月末日までの間で 教育長が定める期間	申請日の属する月の1日から当該年度の末日まで

第1号様式(第4条関係)

就学援助申請書(兼同意書・委任状)

※ 保護者は太枠内のみ記入してください。

北谷町教育委員会 教育長様				
年度、就学援助を受けたいので関係書類を添付して申請いたします。				
援助の可否判断のため、私及び世帯員(生計同一者)に係る所得の状況・住民登録情報を教育委員会が確認することに、				
【 1. 同意します。 2. 同意しません。】				
※「同意しない場合」や「1月1日現在別の市町村にお住まいだった場合」には、 年度の所得・課税証明書の添付が必要です。				
また、認定された場合は、学校給食費、修学旅行費の請求、受領を校長に委任し、その他の援助金の振込みについては下記の口座に振込むよう依頼します。ただし、学校徴収金の未納がある場合の就学援助費受領については、校長に委任します。				
申請年月日： 年 月 日				
<input type="text"/> 申請者 (保護者) <input type="text"/> 現住所 <input type="text"/> 印 [生計同一者で世帯が 別の世帯主氏名] <input type="text"/> <input type="text"/> 電話番号		印		
児童生徒名 生年月日 学校名 新学年				
ふりがな	年 月 日	小学校 中学校 年		
世帯の状況(上記の児童・生徒以外の生計同一者全員を記入)				
氏名	続柄	生年月日	同居の有無	職業・学校・学年
	父	・	有・無	
	母	・	有・無	
		・	有・無	
援助を申請する理由		持家 借家(家賃 円)		
<口座振込先>				
銀行名	支店名	普通預金口座番号	口座名義	
			フリガナ	

学校確認用

受付日	区分	添付書類(資料)	(原本は、兄・姉 年 に添付)
/	要・準 新・継・追	1 生活保護証明書 2 生活保護停止等証明(確認できる書類) 5 その他()	3 世帯分の所得課税証明書 4 児童扶養手当証書の写し)

教委確認用

認定根拠(該当する事由に○をつける)	認定状況	開始月	入力済
1 生活保護世帯(年 月開始) 2 生活保護の停止又は廃止(年 月 日停止・廃止) 6 その他()	認・否	月	申請 援助費

※ 審査により、認定されない場合もありますのでご了承ください。

第2号様式(第5条関係)
就学援助費受給者(要保護)認定通知書

保護者

様

認定年月日	
学校名	
学年	
児童生徒氏名	

先に申請のありました就学援助について、上記のとおり、要保護に認定しましたので通知します。

なお、下記事項に該当するような家庭状況の変動があった場合は、速やかに学校へ連絡して下さい。

記

1 生活保護が廃止又は停止になった場合

※準要保護の就学援助を必要とする方は、新たに準要保護の申請を、学校を通じて行ってください。

年　月　日

北谷町教育委員会

教育長 印

第3号様式(第5条関係)

就学援助費受給者(準要保護)認定通知書

保護者

様

認定年月日	
学校名	
学年	
児童生徒氏名	

先に申請のありました就学援助について、上記のとおり、準要保護に認定しましたので
通知します。

また、学校給食費の納付書をお持ちの方は学校へ提出してください。

なお、下記のいずれかに該当するような家庭状況の変動があった場合は、再審査が必要
となりますので、速やかに学校へ連絡してください。

記

- 1 生活保護を受けた場合
- 2 経済的環境が好転し、生活状態が良くなった場合
- 3 婚姻又は親族との同居等により、世帯状況に変更があった場合

※ 準要保護の取消等により、還付が生じた場合は、総支給額から差し引いて支給する場
合もあります。また、教育長から還付の請求を受けたときは、速やかに還付して下さ
い。

年　月　日

北谷町教育委員会

教育長

印

第4号様式(第5条関係)

就学援助費否認定通知書

保護者

様

学校名	
学年	
児童生徒氏名	

先に申請のありました就学援助については、下記の理由により、認定できませんので通知します。

記

- 1 認定基準に該当しないため()
- 2 書類不備のため
- 3 課税申告がされていないため
- 4 申請辞退
- 5 その他()

年 月 日

北谷町教育委員会

教育長

印

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北谷町を被告として(訴訟において北谷町を代表する者は北谷町教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第5号様式(第6条関係)

世帯状況変更届

下記のとおり世帯状況に変更がありましたので、再審査をお願いします。

記

内 容		<変更のあった年月日>	
※該当するものに○をつけて下さい。 1 婚姻による世帯状況の変更 2 離婚による世帯状況の変更 3 祖父母等との同居による世帯状況の変更 4 その他 []		年 月 日	
《振込先の変更の有無》 (有 · 無)	※有の場合、振込口座変更届を併せて提出ください。		
			年 月 日
北谷町教育委員会教育長 様 <u>住所</u> <u>保護者氏名</u> 印			
児童生 徒氏名	氏名	生年月日	学校名
		年 月 日生	年
		年 月 日生	年
		年 月 日生	年
		年 月 日生	年
世帯員(同一生計者)が増員となった場合のみ記入。			
増員とな った世帯 員氏名	氏名	生年月日	住所
		年 月 日生	
		年 月 日生	
	年 月 日生		
《同意に関する届》 援助の可否判断のため、私及び世帯員(生計同一者)に係る所得の状況・住民記録情報を 教育委員会が確認することに同意します。 (※「同意しない場合」や「1月1日現在別の市町村にお住まいだった場合」は、 年度 所得(課税)証明書の添付が必要です。)			
(保護者氏名) _____			印
(同一住所・別世帯の世帯主氏名) _____			印

第6号様式(第8条関係)

就学援助辞退届

北谷町教育委員会教育長様

みだしのことにつきまして、下記のとおり就学援助を辞退いたします。

記

学校名	学年	児童生徒氏名	生年月日
	年		年 月 日
	年		年 月 日
	年		年 月 日
	年		年 月 日

辞退年月日： 年 月 日

辞退理由： _____

年 月 日

保護者

住 所 _____
氏 名 _____ 印

第7号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日
様

北谷町教育委員会
教育長 印

就学援助認定取消通知書

年度における就学援助()の認定を、下記の理由により 年
月 日をもって取消しますので、通知いたします。

記

学校名	学年	児童生徒名	取消理由
	年		
	年		
	年		
	年		
	年		

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北谷町を被告として(訴訟において北谷町を代表する者は北谷町教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。